

「JEAC4111-2009原子力発電所における安全のための品質保証規程」に寄せられた質問への回答

No	質問日	章項番号	質問内容	回答
1	H23.11.4	7.6 監視機器及び測定機器の管理	<p>測定値の正当性が保証されなければならない測定機器についての要求事項が7.6(3)に規定されており、校正又は検証の時期は「定められた間隔又は使用前に…」となっています。</p> <p>弊社においては、本要求事項に基づいて検査の判定に使用する測定機器を定期的に校正していますが、以下のようなケースでは、定められた間隔の期間内で当該測定機器の定期校正を終了したり休止することとしています。</p> <p>放射線管理区域内での使用による高度の汚染で廃棄処分する場合 測定機器の老朽化等による機器更新で定期校正を終了する場合 当面の使用予定がないため、次回の使用まで定期校正を休止する場合</p> <p>このように定期校正を終了する場合や休止する場合には、その前に当該測定機器を校正または検証することがJEAC4111で要求されているのでしょうか。</p> <p>廃棄の理由が校正基準外れ等による場合は、規格要求に基づいて妥当性評価を行った上で廃棄しますが、上記のケースは、前回の校正以降も正常に使用できていたものを廃棄または長期保管する状況を想定しています。</p>	<p>JEAC4111の7.6(3)における「測定値の正当性が保証されなければならない場合」とは、「根拠の確かな(正しい)測定値を確保する(手に入れる)ために必要な場合」であり、必要な場合はa)～e)項の該当する項の処置を行うことです。</p> <p>a)項「定められた間隔又は使用前に、…校正若しくは検証、又はその両方を行う。…」の要求事項の趣旨は、その測定機器で正しく測定できることを「使用前に」校正若しくは検証、又はその両方を行うことを求めています。今まで測定した結果が正しいということのために校正を行うことは要求していません。</p> <p>また、JEAC4111では、「定期校正を終了する場合や休止する場合には、その前に校正または検証する」ような、実際的なやり方までは規定していません。</p> <p>実際的なやり方は、ご質問で示されたケースのように、組織が「測定値の正当性を保証」するために適切と考えた方法を、組織のルールとして規定するのが一般的です。</p>